

## 【計画策定の趣旨】

令和6年1月1日に施行された共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、基本法）を踏まえ、本県の現状と課題から県がめざす基本的な政策目標を定め、その実現のための認知症施策を総合的かつ計画的に推進

【計画の位置づけ】 基本法第12条第1項に規定する都道府県認知症施策推進計画

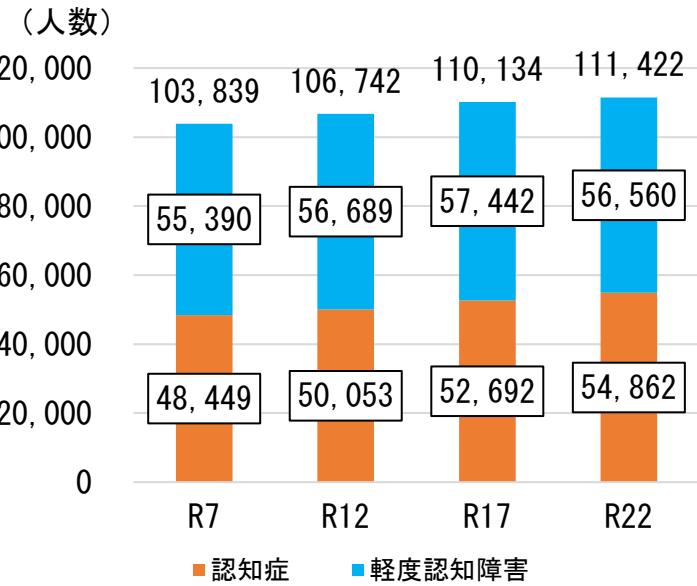
【計画期間】 令和7年度から令和11年度までの5か年計画

## 基本目標

認知症の人が家族等とともに住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現

## 現状と課題

### 認知症高齢者の推計人口



本県の令和7年における認知症及び軽度認知障害(MCI)の高齢者の推計人数は合計10万人を超え、**本県高齢者の約3人に1人が認知症又はその予備群**とも言える状況となっています。

県民誰もが認知症になり得るという状況を鑑みれば、県民一人一人が認知症を自分ごととして理解し、「**新しい認知症観**」に立つことが重要です。

「**新しい認知症観**」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望をもって自分らしく暮らし続けることができるという考え方です。

## 成果と課題

県では、基本法の施行に先駆けて平成28年1月に「山形県認知症施策推進行動計画」を策定し、認知症施策を推進してきました。

令和6年12月に政府が策定した「認知症施策推進基本計画」で示された「**新しい認知症観**」の普及、アルツハイマー病の新薬への対応、認知症の人やその家族等を支援するチームオレンジの整備などさらなる推進が必要です。

## 施策の方向性

<3つの施策の柱9つの取組、**県民**・**医療介護**・**地域**の3つの視点>

### ① 認知症の正しい理解の推進

#### 県民

#### □ 認知症に対する正しい知識の普及促進

- 学校教育及び社会教育における認知症の正しい理解の推進
- 認知症に対する正しい理解に向けた広報・啓発（やまがた共生オレンジ大使の任命）
- 早期診断・重症化予防の啓発

#### □ 認知症予防の推進

- 健康づくりの推進
- 地域における人との繋がりへの促進
- 高齢者の社会参加の促進

#### □ 相談体制の充実強化

- 認知症相談・交流拠点における相談機能の充実強化
- 若年性認知症の人への支援の充実強化
- 認知症カフェにおける効果的な取組みの推進



認知症の正しい理解に向けた啓発のため、認知症の人も参加して地域にオレンジ色の花を植える活動

《主なKPI》 認知症サポーターの養成数（累計）  
【現状（R5）】17.5万人 ⇒ 【目標（R11）】22万人

### ② 医療と介護分野の対応力強化

#### 医療介護

#### □ 早期診断・早期治療のための医療提供体制の整備

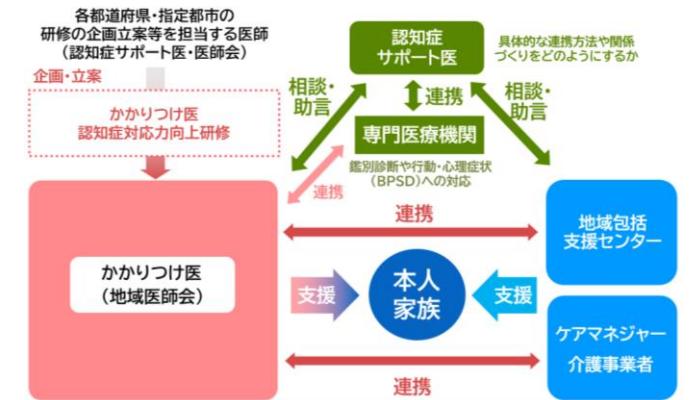
- 医療従事者の認知症対応力の向上（アルツハイマー病の新薬への対応）
- 認知症疾患医療センターを核とした医療提供体制の整備

#### □ 重症化予防のための介護提供体制の整備

- 介護従事者の認知症対応力の向上
- 介護人材の確保・定着及び生産性の向上

#### □ 保健医療福祉の有機的な連携の確保

- 地域包括支援センターの総合的な対応力の向上
- 在宅医療・介護連携の推進



《主なKPI》 かかりつけ医認知症対応力向上研修、認知症サポート医養成研修及び認知症サポート医フォローアップ研修受講者数（累計）  
【現状（R5）】667人 ⇒ 【目標（R11）】880人

### ③ 認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり

#### 地域

#### □ 認知症の人の社会参加の推進及び家族等への支援

- ピアサポート活動の推進
- 認知症の人の社会参加の機会の確保
- 介護に取り組む家族等への支援

#### □ 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- 地域における生活支援体制の整備
- 買い物・移動支援の推進
- 地域において見守るための体制の整備

#### □ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- 意思決定支援の推進
- 高齢者虐待防止の推進
- 消費生活における被害を防止するための啓発



愛犬の散歩を通じた認知症サポーターによる見守り活動  
認知症のシンボルカラーオレンジ色のバンダナが目印

《主なKPI》 チームオレンジの整備  
【現状（R5）】8市町村 ⇒ 【目標（R11）】全市町村